

奨学金貸与規定

(鹿島医師会附属准看護学院生)

制定日 : 平成22年4月1日

医療法人東湖会

(総則)

第1条 この規定は、医療法人東湖会組織の病院・介護老人保健施設・その他施設(以下「東湖会」という。)に所属し、鹿島医師会附属准看護学院に在学する学生に対し在学中に必要な学費の一部を貸与し、東湖会の看護職員確保に資するとともに、学生に就学便宜を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 奨学金対象となる者は、准看護師の資格を取得し鹿島医師会附属准看護学院を卒業後、直ちに准看護師として東湖会において業務に従事する意思のある者とする。また、東湖会職員であって東湖会を退職し、鹿島医師会附属准看護学院へ進学する者で理事長が特に必要と認めた者を対象とする。

(奨学金の貸与額)

第3条 奨学生の貸与額は、鹿島医師会附属准看護学院において修学するのに必要な学費の一部として、年額120万円(月額10万円)を無利子で貸与する。

(奨学金の貸与期間)

第4条 奨学生の貸与期間は、鹿島医師会附属准看護学院への入学月から卒業月までの間とする。但し最大2年を限度とする。(最長1年時の4月から24ヶ月間)

(申請期間)

第5条 鹿島医師会附属准看護学院、合格発表～3月31日

(奨学金の貸与申請および決定)

第6条 奨学金の貸与を希望する者は、次の書類を東湖会に提出し面接を受けるものとする。申請の翌月に決定し、貸与期間について支給する。

(1) 奨学金貸与申請書 (様式1)

(2) 奨学金貸与に関する誓約書 (様式2)

※ 決定については次の書類をもって申請者に通知し、貸与契約を行うものとする。

(3) 奨学金貸与契約書 (様式3)

(連帯保証人)

第7条 前条の申請により貸与を認められた者は、連帯保証人2人を選定しなければならない。保証人は奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。連帯保証人について1名は父母（父母がいない場合には兄弟姉妹またはこれに代わるもの）とし、独立の生計を営むものでなければならない。1名は、前項以外で独立の生計を営んでいる者とする。また、連帯保証人が何らかの事情により連帯保証人資格を失った場合には直ちに連帯保証人変更届（様式4）を理事長に提出しなければならない。

(奨学金送金および借用証書の提出)

第8条 奨学金は原則として毎月末に交付する。但し、その日が休日(土曜日を含む)に当たるときは、その日前において、その日の最も近い休日(土曜日を含む)でない日に交付する。また、奨学金の受理については、金融機関の振込みをもって借用の証明とし、各年度末(毎月3月)に当該年度分の奨学金借用書(様式5)を理事長に提出しなければならない。

(貸与の解除及び貸与の休止)

第9条 理事長は奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身障害のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。
- (3) 修学態度または学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (7) その他各号に準ずるやむを得ない事情があったとき。

※ 理事長は奨学生が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学した日の属する翌月分から復学した日の属する月までの奨学金の貸与を休止する。

(返還)

第10条

奨学生が次の号に該当する場合は、奨学金返還明細書(様式6)をもって交付した奨学金を返還するものとする。

- (1) 前条により奨学金貸与を取り消されたとき。
- (2) 鹿島医師会附属准看護学院卒業後、東湖会関連施設に5年間勤務しないとき。
- (3) 鹿島医師会附属准看護学院卒業後、東湖会に採用されないとき。
- (4) 鹿島医師会附属准看護学院卒業後、1年以内に免許取得できなかったとき。

※ 5年未満で退職した場合は、残勤務年数を月割りで返還する。

算出式 : 貸与額×(60ヶ月－勤務月数)÷60ヶ月

(奨学金返還の免除)

第11条 奨学生が次の号に該当する場合は、奨学金返還の債務を免除するものとする。

(1) 卒業後、直ちに東湖会において5年間勤務した場合。

但し、産休・育休、介護休暇、業務労災等やむをえない事由により勤務できなかった期間を除く。

(2) 死亡または、業務に起因する事由により、就労不能となった場合。

(その他)

第12条 この規定に定めない事項については、必要があるときは、理事長が別に定める。

附則 この規定は、平成22年4月1日から施行する。